

# 第五次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業 とちLP割(第5弾)のご案内

栃木県内でLPガスを利用している一般家庭等の皆様へ

## 第五次栃木県LPガス料金激変緩和対策事業とは

栃木県内の約6割、約56万世帯などが利用しているLPガス料金が高騰していることから、一般家庭等の負担軽減を目的として、栃木県補助事業により実施します。

栃木県内でLPガスを消費する一般家庭等を対象に、  
令和7年4月(又は5月)にLPガス料金の値引きをします。※

値引き額

合計上限額 660円(税込)

- ※1 令和7年4月に上限額まで値引きをできなかったときは、令和7年5月に値引きを行うことがあります。
- ※2 消費税をかける前に、600円の値引きを行う場合もありますが、その場合、請求額(税込)に消費税分60円が加算されないことから、660円(税込)を値引く場合と同額です。
- ※3 令和7年3月31日までに、LPガスの契約解除をした場合は、対象外です。
- ※4 原則、令和7年4月1日以降に、LPガスの新規契約をした場合は、対象外です。
- ※5 令和7年4月中にLPガスの新規契約をした場合、従前の契約で受けた値引き額と合計して、上限額660円(税込)になるまでの値引きを受けられる場合があります。  
ただし、値引き状況を確認するため、新規契約時に、従前の契約に係る検針票等を提示いただきます。  
(値引き状況が確認できない場合、値引きを受けることができません。)

- 本事業に関して、消費者である皆様ご自身でのお手続きや、各販売事業者へのお申込み等は不要です。
- 値引き額は、各販売事業者の検針票の料金明細等でご確認ください。

【お問い合わせ】 現在ご契約のLPガス販売事業者、又は補助金センターまで

## LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター

〒321-0941 宇都宮市東今泉2-1-21 栃木県ガス会館 (一社)栃木県LPガス協会内

専用電話 : 028-689-9912 専用FAX : 028-689-9913

専用メール : tochigilpg-gekihenkanwa\_5@uketsukeform.com

受付時間 : 午前9時～午後4時30分(土日・祝日除く)

■LPガス料金激変緩和対策事業 補助金センター ホームページ

[https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa\\_5/](https://uketsukeform.com/tochigilpg-gekihenkanwa_5/)



第5次LPガス  
補助金HP



当社は4月検針分から値引きを行います。

株式会社ジーエスガス

TEL 027-386-6652